

2011年8月22日

報道関係各位

田辺三菱製薬株式会社

**米国におけるアルガトロバン特許侵害訴訟の控訴審勝訴について**

田辺三菱製薬株式会社（本社：大阪市中央区、社長：土屋 裕弘）は、2007年12月、米国において、アルガトロバン（日本国内における製品名：ノバスタン<sup>®</sup>）に関する特許侵害訴訟を、三菱化学株式会社（特許権者）、Encysive Pharmaceuticals Inc.（米国でのアルガトロバン新薬申請ホルダー）及び GlaxoSmithKline（米国でのアルガトロバン販売者）と共同で、ニューヨーク州南部連邦地方裁判所に提起しておりましたが、2011年8月2日、米国連邦巡回裁判所は、同地裁が2010年6月に下した「アルガトロバンの製剤を保護する米国特許（以下「本件特許」）は有効である」との判決を全面的に支持する旨の控訴審判決を下しましたのでお知らせいたします。

この度の米国連邦巡回裁判所における控訴審判決は、被告である Barr Laboratories, Inc.及び Pliva-Hrvatska D.O.O.が、アルガトロバンの後発品を米国食品医薬品局に簡略申請するにあたり、両社が本件特許の無効を主張してきたものの、上記の地裁判決が下り、これを不服として米国連邦巡回裁判所に控訴していた件に対するものです。今回の判決により、本件特許が満了する2014年6月30日まで、両社によるアルガトロバンの後発品は承認されず、販売もできないこととなります。

アルガトロバンは、世界初の選択的抗トロンビン剤であり、米国においては2000年より「ヘパリン起因性血小板減少症（HIT）」の治療薬として販売開始され、現在は欧州、カナダ、日本においてもHIT治療薬として使用されている製品です。

当社は、知的財産を極めて重要な経営資産の一つと考えており、今後も自社の知的財産を第三者が侵害する、または侵害する恐れのある場合には、その知的財産を尊重するよう法的対応を図ってまいります。

以上

《 本件に関するお問い合わせ先 》

田辺三菱製薬株式会社 広報部

TEL : 06-6205-5211